

年金

こんなときは必ず届け出を！

就職、転職、退職、結婚など、その時々には年金の届け出が必要になります。届け出を忘れると将来受け取る年金が、減額されたり、受けられなくなったりします。

届出時は、年金手帳、印鑑のほかに必要な書類がありますので、届出先に確認してください。

こんなとき	何をする	届出先
20歳になったら	厚生年金、共済年金加入者以外の方は、国民年金加入手続きをする	市役所市民サービス課年金係
会社に就職したとき	厚生年金の加入手続きをする	勤務先
会社を退職したとき	国民年金加入手続きをする(被扶養配偶者も同様)	市役所市民サービス課年金係
結婚や退職で配偶者の扶養になるとき	国民年金の第3号被保険者の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続きをする	市役所市民サービス課年金係
住所を変更したとき	住所の変更手続きをする	国民年金第1号被保険者 市で転入・転居届をしてください 国民年金第3号被保険者、厚生年金加入者 厚生年金加入者の勤務先 年金受給者 社会保険事務所
保険料を納めるのが困難なとき	保険料免除の申請をする	
30歳未満で保険料を納めるのが困難なとき	若年者納付猶予の申請をする	市役所市民サービス課年金係
学生で収入が少ないとき	学生納付特例の申請をする	
保険料を口座振替で納付したいとき	口座振替納付申出書を提出する	金融機関または社会保険事務所

問合せ先 市民サービス課年金係

社会保険庁からお知らせ

基礎年金番号に結びついていない5,000万件の記録のなかに、本人の記録と結びつく記録がある場合、年金加入履歴・期間等をお知らせする「ねんきん特別便」を送付します。加入記録に記載もれや誤りが無いかを十分に確認し、同封の年金加入記録照会票か確認はがきを返送してください。

なお、ねんきん特別便は、3月までに未統合記録と氏名などの一部が一致し記録と結びつくと推定される方へ、4月から5月の間で、すでに年金を受けている方へ、6月から10月の間で、今後年金を受ける予定の方へ、それぞれ送付する予定です。

何かご不明な点があれば、ねんきん特別便に記入してある専用ダイヤル(0570-058-555)か、下記までお問い合わせください。

問合せ先 岩見沢社会保険事務所(9西3) ☎ 22局 0778